

消費税増税に伴う金額変更のお知らせ

令和元年 10 月 1 日(火)より消費税が 10%に引き上げられます。増税に伴い保険適用外のものについて、下記のとおり変更いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

新消費税率の適用

(1) 個室差額料金

令和元年 10 月 1 日(火)以降のご利用分より
消費税率 10%が適用されます。

(2) 文書料

令和元年 10 月 1 日(火)以降の受付分より
消費税率 10%が適用されます。

令和元年 9 月